



農業経営に関わる「家族経営協定」について

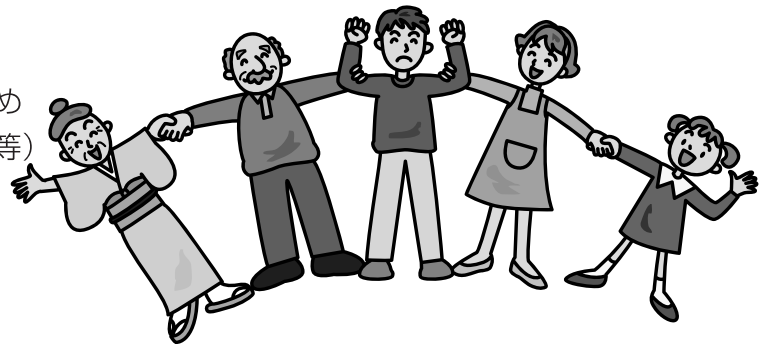
家族経営協定とは…?

家族農業経営に携わる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるものです。

現在、全国で約34,500戸(H18.3月)、県内1,190戸（うち曾於地域142戸、大崎町4戸）の農家の方々がこの協定に取り組んでいて、そのほとんどが認定農業者のいる農家となっています。

その内容は…?

- ① 農業経営の方針決定
- ② 労働時間・休日・健康管理の取り決め
- ③ 役割分担（作業分担・簿記記帳・育児等）
- ④ 労働報酬（日給・月給・利益の配分）
- ⑤ 経営移譲など



そのメリットは…?

- ① 女性農業者や農業後継者も、パートナーと共に認定農業者となることが可能です。
- ② 農業者年金の基本保険料に対し一定割合の国庫助成（政策支援）が行われます。
- ③ 農業改良資金等の貸し付けにおいては、協定締結を要件の一つとしています。
- ④ 農地のあっせん（貸借・売買）を受けたい場合、夫婦両方を経営主としてその対象にすることに支障がないとされています。

平成19年11月 子牛セリ市成績表(町内分)

	最高価格(血统)		平均価格	前月比
雌	809,000円	(金幸×平茂勝×神高福)	464,600円	+15,776円
去勢	703,000円	(百合茂×金幸×忠福)	529,021円	+622円
全体	※ 価格はセリ価格(消費税抜き)です。		497,964円	+8,185円

愛玩飼養のお知らせ

日本国内に生息する野鳥を愛玩飼養目的で捕獲できるのは、メジロに限り1世帯1羽です。平成19年鳥獣保護事業計画の基準改訂により、ホオジロは対象から削除になりました。

- 捕獲許可期間： 1か月以内（繁殖期である3月1日から7月14日を除く）
- 捕獲区域： 原則として、住所地と同一の市町村の区域
- 飼養許可： 1年毎更新



【お問い合わせ先】大崎町役場 農林振興課 TEL476-1111(内線152・165)